



重要事項説明書 2020.9版

(ご契約にあたってご了承ください)

I. 契約の基本的なことがら【契約概要】

1. 商品のしくみ

①商品の特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。

《たすけあい》の契約では、それぞれ該当の共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

ジュニア20コース：子ども共済事業規約・細則

その他のコース：生命共済事業規約・細則、住宅災害共済事業規約・細則

各共済事業規約・細則はホームページに掲載しています。
<http://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

②掛金や保障内容等

掛金や払込方法、加入できる年齢、保障内容、付加できる特約、共済期間については保障表、満期時の手続き、満期金、解約返戻金、割戻金等については契約意向確認書をご覧ください。

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

II. 特にご注意くださいことがら【注意喚起情報】

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面により申し込みを撤回できます。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことになりませんのでご注意ください。

3. 契約の発効と保障の開始

契約引受団体が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合は、振替日の翌日午前0時に契約が発効し、保障が開始します。先進医療特約を中途付帯する場合は、特約付帯後の契約に対する初回掛金振替日の翌日午前0時に付帯の効力が発生します。ただし、事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。

4. 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次の振替日に請求します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次の場合には共済金をお支払いしません。

共済事由に該当しない場合*1／契約が無効、解除、失効または取消しとなった場合／共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者、被共済者または受取人の故意／被共済者の犯罪行為等
事故を原因とする死亡・重度障害・後遺障害の共済金(扶養者の保障を含む)	申込日以前に発生した事故／契約者または被共済者の重大な過失／無資格・酒気帯び運転／精神障がい／泥酔／他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛／病気に起因して生じた事故／指定職業*2の就業に伴う原因等
入院・通院・手術・先進医療に関わる共済金	申込日以前に発生した事故／契約者または被共済者の重大な過失／薬物依存／無資格・酒気帯び運転／他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛／病気に起因して生じた事故／指定職業*2の就業に伴う原因／（以下、先進医療のみ）精神障がい／泥酔等

この重要事項説明書は、契約内容となる事項のうち、ご加入にあたって特にご確認いただきたい内容を、【契約概要】および【注意喚起情報】に記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点

④加入限度

1人の被共済者につき、次のア、イ。の範囲で加入できます。

ア。《たすけあい》は、1契約のみ加入できます。

イ。他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます。

入院共済金額*	《たすけあい》《あいがらす》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額20,000円が限度
死亡・重度障害共済金額	(発効時年齢が満15歳未満の方のみ)《たすけあい》(事故死亡共済金額を含みます)と《ずっとあい》終身生命を合わせて1,000万円が限度

*《たすけあい》女性特定病気入院共済金、《あいがらす》がん入院共済金を含みません。

2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者*です。

②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位：①契約者の配偶者 第2順位以下：次の②～⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族 ③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族 ⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

家族死亡・家族重度障害共済金および親死亡・親重度障害共済金	契約者、被共済者または受取人の重大な過失／申込日以前の傷病で申込日から180日（ジュニア20コースは1年）以内の死亡または重度障がい等
住宅災害共済金	契約者または被共済者の重大な過失／紛失、盗難／戦争・その他変乱／地震、津波、噴火に伴う原因により発生した被害等

*1細則に定める「入院」の定義にあたらな入院、病気やケガの治療を直接の目的としない手術等を指します。また、急激かつ偶然な外因による事故以外は「事故」と扱いません。代表的な例は契約意向確認書をご覧ください。

*2格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

6. 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

申込日以前に発病した病気による、申込日から1年以内の入院・手術・先進医療に関わる共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日～180日以内は50%、181日～1年以内は70%の支払い
申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の死亡・重度障害共済金	共済金額の20%または10万円のいずれか大きい額の支払い
申込日から2年以内の自殺・自殺行為による死亡・重度障害共済金	共済金額の50%の支払い

7. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。ただし、解約返戻金はありません。

8. 契約の自動更新

共済期間は1年ですが、コースごとに定めた保障期間中は、申し出がない限り自動的に契約を更新します。なお、更新日（満期日の翌日）における該当の共済事業規約・細則が契約内容となります。

9. その他ご注意くださいこと

①重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。

②結婚や独立等により、組合員、契約者または被共済者が別生計となる場合、契約継続のための手続きが必要となります。

③契約の申し込みにあたり詐欺または強迫の行為があった場合、契約は取消しとなります。

④次の場合、契約は無効となります。

発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外の場合／加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります) 等

⑤次の場合、契約は重大事由により解除となります。

次ページへつづく ➤

はご加入の生協にお問い合わせください。共済金支払や契約後の取扱事項等の詳細は、契約成立後にお送りする「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。ご契約のしおりは、ホームページ(<http://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>)でもご覧いただけます。

❖ 故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際、詐欺を行った場合／他の共済、保険等と重複した加入により、被共済者に対する共済金等の合計額が著しく過大である場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等／契約引受団体との信頼関係が損なわれ、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

⑥契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。

⑦入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれが少ない共済金額でお支払いします。

⑧加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

個人賠償責任保険(臨時費用補償及び賠償事故解決特約)重要事項説明書

B19-2260-20210831

この書面はご加入に際して特にご確認ください事項を記載しています。ご加入の前に必ずお読みいただき、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約のしおりをご参照ください。

1. 商品のしくみおよび引受条件等

(1)商品のしくみおよび引受条件

①この保険は、コープ共済連を保険契約者とする団体契約の個人賠償責任保険です。CO・OP共済《たすけあい》、《あいがらす》プラチナ85、ゴールド85、ゴールド80の契約(以下「CO・OP共済の契約」といいます。)に追加して加入できます。

②賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款を付帯する方式で引き受け、ご契約金額3億円を限度とします。

③引受幹事保険会社を共栄火災とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。

(2)保障内容

①保険金をお支払いする場合

日常生活の偶然な事故や被保険者^(注)が居住する住宅の所有、使用または管理に関わる偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能としたことで、被保険者^(注)が法律上の賠償責任を負った場合に保障します。

お支払いする保険金には損害賠償金、争訟費用、応急手当等費用、損害防止費用、保険会社への協力費用、被保険者の示談交渉費用などがあります。また、被害者が死亡した場合および被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合には臨時費用保険金をお支払いします。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

(注)被保険者は、保障の対象となる方でCO・OP共済の契約者本人の他に、契約者本人の配偶者、本人または配偶者と同居する親族および別居の未婚の子が含まれます。また、上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限ります。)も被保険者に含まれます。

※加害者が複数の場合、または相手方に過失がある場合は、割合に応じて責任を負います。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれます。

※二重に加入した場合、お支払限度額は2倍になりますが、保険金は二重に支払われません。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)

②保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者が他人の物を借用、管理中に壊したりした場合／●被保険者の故意によって生じた場合／●被保険者と同居する親族に対する場合／●被保険者の職務遂行に直接起因する場合／●車・バイクの所有、使用、管理に起因する場合…など

(3)保障開始日および保険責任期間

保障開始日は初回保険料振替日の翌日です。保障終了日は9月30日となります。以降は1年ごとの自動継続となります。

2. 保険料

保険料は、月払いで1回あたり140円です。

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更新が不適当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。

CO・OP共済 個人情報の取り扱いについて

〈利用目的〉皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供④業務品質向上のための取組み⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き⑥その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスののご案内・提供⑦その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

〈第三者への提供〉弊会は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。①ご本人の同意をいただいている場合②法令に基づく場合③利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先に提供する場合④個人情報保護法に従って個人データの共同利用を行う場合⑤再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合

〈共同利用〉弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。詳しくは、コープ共済連、またはご加入の生協のホームページをご覧ください。

コープ共済連のホームページ： <http://coopkyosai.coop>

個人賠償責任保険 個人情報の取り扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、コープ共済連が事務手続き等のために利用するほか、共栄火災が引受の審査、本契約の履行、共栄火災および共栄火災のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、共栄火災のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取り扱いに同意の上お申し込みください。

CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口 ☎.0120-497-350 月～金 9:00～17:00／土 9:00～16:00

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けております。 <http://coopkyosai.coop>

コープ共済 検索